

岩手県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、平成28年度技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり行う。

平成28年1月12日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

1 審査の種類、期日及び場所

審査の種類	審査期日	審査場所
(1) 技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種）	ア 平成28年4月18日（月） 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区下田字仲平183番地 自動車運転免許試験場
	イ 平成28年7月11日（月） 午前9時から午後3時まで	〃
	ウ 平成28年10月3日（月） 午前9時から午後3時まで	〃
(2) 教習指導員審査（大型・中型・普通・大特・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種）	ア 平成28年4月18日（月） 午前9時から午後3時まで	〃
	イ 平成28年7月11日（月） 午前9時から午後3時まで	〃
	ウ 平成28年10月3日（月） 午前9時から午後3時まで	〃

備考 この表の(1)イ及び(2)イの審査は、次のいずれかに該当する者について実施する。

- 過去1年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって国家公安委員会が指定するものを修了した者
- 過去1年以内に、審査細目の一つ以上に合格している者
- 過去に技能検定員審査に合格した者であって他の技能検定員審査を受けようとするもの又は過去に教習指導員審査に合格した者であって他の教習指導員審査を受けようとするもの（いずれも普自二に係るものを除く。）

2 審査申請手続

(1) 受付期間

ア 1(1)ア及び(2)アの審査 平成28年4月1日（金）から同月11日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで

イ 1(1)イ及び(2)イの審査 平成28年6月20日（月）から同年7月1日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで

ウ 1(1)ウ及び(2)ウの審査 平成28年9月12日（月）から同月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

(2) 受付場所 盛岡市玉山区下田字仲平183番地 自動車運転免許試験場

(3) 審査申請書用紙の配布 平成28年4月1日（金）から同年9月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで自動車運転免許試験場において配布する。なお、岩手県公式ホームページ（<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s01Yosk/syosai.html?recordId=0661>）からダウンロードすることも可能であること。

3 その他 詳細については、岩手県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場に問い合わせること。